

# 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の第二条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 4 一般要求事項 機器は、通常使用時に不注意があった場合であっても、及び設置中、調整中、保守中、清掃中、修理中又は輸送中であっても、人又は周囲環境に危険を与えることのないような安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.101 箇条11 11.102 箇条19 19.103 箇条21 21.104 箇条22	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条10 入力及び電流 10.101 通常動作では、圧力が定格圧力から規定の値以上逸脱してはならない。 箇条11 温度上昇 11.102 洗浄液が通るホース、噴射ランス及び接続部品は、少なくとも定格温度で耐えなければならない。 箇条19 異常下における動作 19.103 機器は、該当する場合、不足電圧状態においても、確実に着火して始動可能でなければならない。 箇条21 機械的強度 21.104 通常動作時に許容圧力を超えてはならない。 箇条22 構造	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.101	22.101 機器は、床からの液体の浸入によって、その安全性を損なうことがないような構造でなければならない。	
				22.102	22.102 復水又は何らかの液体の流出のための排水孔は、規定の大きさ以上でなければならない。	
				22.104	22.104 スチーム洗浄機を除き、固定式又は調節式ペンシルジェットノズル設備をもつ機器は、トリガからノズルまでの距離が規定の値を超えていなければならない。	
				22.108	22.108 トリガガン及びランスには、ハンドルを二つ備えなければならない。	
				22.109	22.109 バッテリ駆動機器を除き、高圧洗浄機は、全極遮断を確実にする電源回路のスイッチ又は接触器を備えなければならない。	
				22.111	22.111 ガード 固定されたガードは、工具を用いてだけ開放又は取り外すことが可能な機構によって固定しなければならない。また、固定具なしでその位置に在り続けることができない。	
				22.112	22.112 機器は、間違った据付けが不安全な状況を引き起こす場合、それを防ぐように設計しなければならない。	
				箇条25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.7	25.7 据置形機器以外の機器の電源コードの長さは、5 m	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					以上でなければならない。ただし、手持形機器及び操作者の身体に装着する機器の場合、電源コードの長さは、15m 以上でなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条18 18.105  箇条20 20.102  20.103  箇条21 21.102  箇条22 22.7	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。  箇条18 耐久性  18.105 自己復帰形温度過昇防止装置をもつ機器は、過電圧状態において確実に機能しなければならない。  箇条20 安定性及び機械的危険  20.102 温水器をもつ機器は、温度が規定の値を超えたり、許容圧力を超えたりしないように、安全装置を装備していなければならない。  20.103 オイル加熱機器又はガス加熱機器は、一次安全制御装置を備えていなければならない。  箇条21 機械的強度  21.102 圧力安全装置は、確実に動作するものでなければならない。  箇条22 構造  22.7 安全装置は、使用者が接近できないようにするか、又は安全弁の設定がシールされていて、安全装置を動作不能にする手段がないことが明確でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.103	22.103 機器又はトリガガンは、ノズルへの液体の流れを止める装置を備えていなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1  7.1.101  7.1.102	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器は、次の表示をしなければならない。 － シリアル番号 － 製品の技術的な同一性を確認可能な、機器の名称、及びシリーズ名又は形式 － 製造年 － 定格圧力 － 許容圧力 － 定格流量、等 7.1.101 全ての高圧ホースには、次の表示をしなければならない。 － 許容圧力 － 最高温度 － 製造業者名及び製造年 7.1.102 高圧附属品（例えば、トリガガン、噴射ランス）には、次を表示しなければならない。 － 許容圧力	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.1.103	ー 最高温度 7.1.103 モータ駆動清掃ヘッドは、次の表示をしなければならない。 a) 定格電圧又は定格電圧範囲 b) 定格入力 c) 製造業者又は責任のある販売業者の名称、商標又は識別表示 d) モデル名又は形式 e) 製造年 f) 最も代表的な構成の質量	
				7.12	7.12 取扱説明書には、少なくとも次の趣旨を含め記載しなければならない。 ー 製造業者の名称・住所、並びに該当する場合、製造業者が指定した代理業者の名称・住所、例えば、販売代理店及び／又は輸入業者。さらに、代理業者から下請業者に卸す可能性がある場合は、下請業者の名称・住所の記載欄を設け、記載を促す旨。 ー 製品の技術的な同一性を確認可能な、機器の名称、及びシリーズ名又は形式。等	
				7.12.101	7.12.101 取扱説明書には、製造業者の経験上起こり得る、機器の不適切な使用方法に関する警告を含め記載しな	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ればならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.101  箇条18 18.106  箇条24 24.1.3	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 耐湿性等  15.101 モータ駆動清掃ヘッドは、通常使用時に接触する液体に対する耐性がなければならぬ。  箇条18 耐久性  18.106 接続部、ハンドル、ガード、ブラシキャップ及びその他の固定具又は部品が緩んではならず、また、通常使用時の安全性を損なうような劣化があつてはならない。  箇条24 部品  24.1.3 主電源遮断スイッチは、10 000 回以上の操作に適したものでなければならぬ。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1          6.2	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 分類  6.1 機器は、感電に対する保護に関し、次のクラスのいずれかであるべき。 ー クラス0I ー クラスI ー クラスII ー クラスIII  6.2 機器は、水の有害な浸入に対し、規定による保護等級	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高压洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条7 7.12  箇条25 25.1	をもたなければならない。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 取扱説明書には、この機器は、身体的・知覚的・精神的な能力が低下している人、又は経験・知識が不足している人（子供を含む。）による使用を意図していない旨を記載しなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.1 IPX7の保護等級に分類される機器は、機器用インレットをもってはならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.101  箇条21 21.101	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.101 洗浄液を直接又は溶液として輸送することのあるポンプ、パイプ、ホース、ホースコネクタ、カプラ、シール、弁、その他の部品は、通常動作において最大定格使用温度で使用する間に発生する可能性がある機械的、化学的及び熱的応力に耐える設計でなければならない。 箇条21 機械的強度 21.101 機器の液圧を受ける部品は、十分な機械的強度をもたなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>る措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>		<p>箇条6 6.1</p>	<p>箇条6 分類</p> <p>6.1 手持形機器並びにスチーム洗浄機及び高圧洗浄機の電気部品を組み込んだ手持部分は、クラスII又はクラスIIIでなければならない。</p>	
第七 条 第2 号	感電に対する 保護	<p>二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。</p>	<p>■該当 □非該当</p>	<p>箇条8 8.1.4</p> <p>箇条13 13.1</p> <p>箇条16 16.1</p> <p>箇条22 22.5</p>	<p>箇条8 充電部への接近に対する保護</p> <p>8.1.4 保護インピーダンスの場合、その部分と電源との間の電流は、規定の値以下でなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧</p> <p>13.1 動作温度において機器の漏えい電流は、過度にはならず、かつ、機器は十分な耐電圧性能をもっていなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条16 漏えい電流及び耐電圧</p> <p>16.1 機器の漏えい電流は過大であってはならず、かつ、その耐電圧強度は適切でなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.5 差込プラグ又はコンセントに直接差し込むピンを用いて主電源に接続する機器は、通常使用時に、二つのピン間の静電容量が規定の値以上の充電されたコンデンサによって、ピンに触った場合に感電する危険がない構造で</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条27 27.1	なければならない。（第1部の規定による。） 箇条27 接地の手段 27.1 基礎絶縁の不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス0I機器及びクラスI機器の可触金属部は、規定の試験に適合しない装飾カバーの内側にある金属部も含めて、機器内の接地端子又は機器用インレットの接地極に恒久的かつ確実に接続しなければならない。（第1部の規定による。）	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.2	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 耐湿性等 15.2 全ての機器は、次のときに、電気絶縁に悪影響を及ぼさないような構造でなければならない。 ー 通常動作での液体の流出 ー あふ（溢）れを含む充填作業 ー 手動形機器、手持形機器及び不安定な機器の転倒	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.101 11.104	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.101 燃焼ガスの最高温度は、400℃を超えてはならない。 11.104 液体燃料を用いている場合、着火源が空気／燃料の混合気体と接しているときは、タンク内の燃料温度は、	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条20 20.103	引火点温度から10℃低い温度を超えてはならない。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.103 オイル加熱機器又はガス加熱機器は、制御不能なガス又は液体燃料の燃焼を引き起こしてはならない。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.103	第1部の第十條に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.103 使用者による高温の金属部分との意図しない接触に対して、適切な保護を設けなければならない。	
第十一條 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.1 20.102 20.104	第1部の第十一條第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.1 床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。 20.102 温水器をもつ機器は、水又は水性の洗浄液を加熱した結果として発生する過圧に対して、保護しなければならない。 20.104 傷害を引き起こすおそれのある、扉、蓋などの意図的でない閉じ及び下がり防止しなければならない。 質量 20 kg を超える機器の運搬用の車輪又はローラは、操作者の足が負傷することのないように配置又は保護し	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					なければならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの 機械的作用によって生じる危険源によって 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与 えるおそれがないように、必要な強度を持 つ設計その他の措置が講じられるものとす る。	■該当  □非該当	箇条18  18.101  箇条21  21.1    21.103	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次によ る。  箇条18 耐久性  18.101 加熱、振動などの結果、絶縁部、接点及び接続部 が損傷を受けてはならず、また、緩んではならない。  箇条21 機械的強度  21.1 機器並びにその構成部分及び付属品は、適切な機械 的強度をもっており、通常使用時、輸送中、組立中、分解 中、廃棄中及び機器を伴う行為中に予想される手荒な扱 いに耐えるような構造でなければならない。  21.103 手持形機器、手動形機器、通常使用時に操作者の 身体に装着する機器、及び噴射装置は、落下に耐えるもの でなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源 による危害又 は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学 物質が流出し、又は溶出することにより、人 体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与 えるおそれがないものとする。	■該当  □非該当	箇条11  11.101	第1部の第十二条に該当する規定によるほか、次による。  箇条11 温度上昇  11.101 燃焼ガスのスモーク度は、規定の値を超えてはな らない。  燃焼ガス内の一酸化炭素 (CO) の量は、空気遊離 (air-free) 及び乾燥ベースで、0.04% (体積比) を超えてはならない。	
第 十 三 条	電気用品から	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれの	■該当	箇条32	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	発せられる電磁波による危害の防止	ある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	32.1	32.1 機器は、有害な放射を発生してはならない。(第1部の規定による。)	
				32.2	32.2 機器は、通常使用での動作によって、光放射による危険を引き起こしてはならない。(第1部の規定による。)	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19	箇条19 異常下における動作	
				19.1	19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。(第1部の規定による。)	
				箇条22	箇条22 構造	
				22.40	22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先される構造でなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。)	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.62	による。) 22.62 公衆のネットワークを介した遠隔通信は、この規格への適合を損なってはならない。(第1部の規定による。)	
第十五条 第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条9  箇条22 22.103  22.106  22.111	第 1 部の第十五条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 9 モータ駆動機器の始動 機器は、始動のために備えられた制御装置の意図的な作動以外によって、始動可能であってはならない。 箇条 22 構造 22.103 手持形洗浄装置、スチーム洗浄機及びトリガガンの作動手段は、非動作状態にあるときにその手段をロック可能な装置を備えなければならない。 作動手段は、平面上に置いたとき、誤って作動する危険のないような位置になければならない。 22.106 機器及びその部品は、製造業者の指示に従って使用したとき、危険なほどの制御不能な動きをしてはならない。 22.111 ガード 可動ガードがインタロックされている場合、インタロック装置は、ガードがその位置に固定されるまで機器の危険な機能の始動を防止しなければならず、かつ、閉じられ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ていないときはいつでも停止命令を出さなければならない。 インタロックされた可動ガードは、構成部分の一つが欠落又は故障したときに機器の危険な機能の始動の防止又は停止するように設計しなければならない。	
第十五条 第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条9  箇条22 22.106  22.111	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条9 モータ駆動機器の始動 機器は、始動のために備えられた制御装置の意図的な作動以外によって、始動可能であってはならない。この要求事項は、どのような原因であれ、停止後に機器を再始動するときにも適用する。 箇条 22 構造 22.106 機器及びその部品は、製造業者の指示に従って使用したとき、危険なほどの制御不能な動きをしてはならない。 22.111 ガード 可動ガードがインタロックされている場合、インタロック装置は、ガードがその位置に固定されるまで機器の危険な機能の始動を防止しなければならず、かつ、閉じられていないときはいつでも停止命令を出さなければならない	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					い。 インタロックされた可動ガードは、構成部分の一つが欠落又は故障したときに機器の危険な機能の始動の防止又は停止するように設計しなければならない。	
第十五条 第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.101  箇条22 22.106	第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次による。 箇条19 異常下における動作 19.101 ファン付き通風をもつ機器に対する燃焼空気の供給が制限されたとき、機器は、安全に動作を継続するか、又は燃料供給を停止しなければならない。 箇条22 構造 22.106 機器及びその部品は、製造業者の指示に従って使用したとき、危険なほどの制御不能な動きをしてはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.2  箇条19 19.1	箇条10 入力及び電流 10.2 機器に定格電流が表示されている場合、通常動作温度における電流は、定格電流から、規定の許容値を超える差があってはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				19.11 箇条25 25.8	<p>に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>19.11 ヒューズを作動させることによって、故障状態の下での機器の安全性を確保する場合は、規定の試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.8 規定の規格に適合するコード又はキャブタイヤケーブル以外の電源コードの導体は、規定の値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）</p>	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.1 19.11.4 19.13	<p>箇条19 異常下における動作</p> <p>19.1 電子回路は、故障状態になっても、機器が感電、火災、傷害又は危険な誤動作を起こさないように設計し、使用しなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニティ試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があってはならない。（第1部の規定による。）</p>	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	—	—	J55014-1 等の別

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当			規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1  箇条22 22.105	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 警告記号の物質を示す黒い線を伴った黄色のラベルを、恒久的に機器に取り付けなければならない。 箇条22 構造 22.105 ウォータージェットは、ノズルの剛性部品から50cmの距離のところ、高圧ホース周囲にはっきりと目認可能な赤の表示をしなければならない。	
第二十条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高压洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-79:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				が妥当と考える。
第二十条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	テレビジョン受信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。